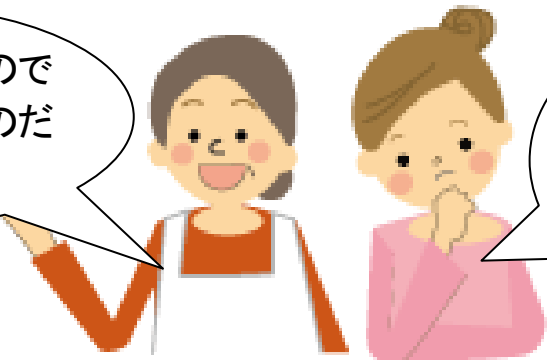




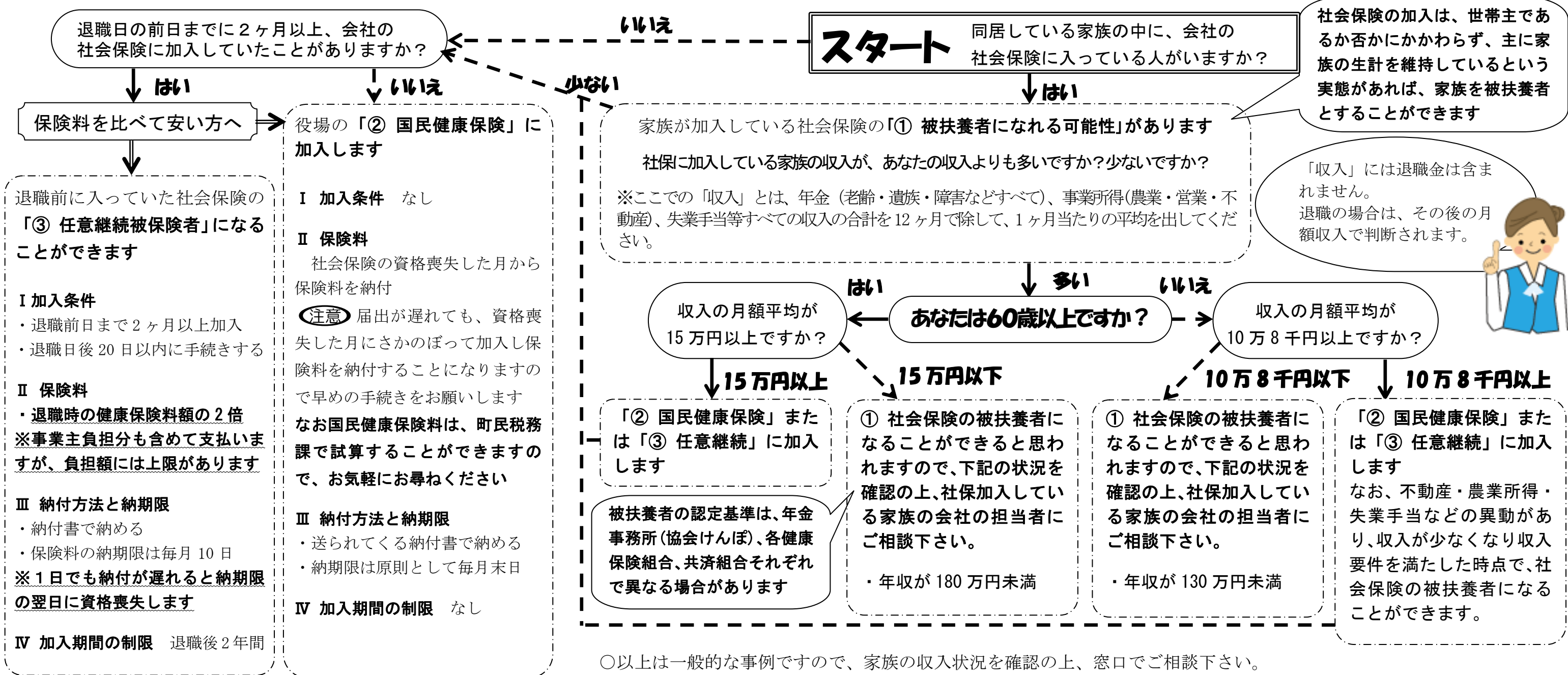
引っ越してきたので  
保険証がほしいのだ  
けど…



会社を辞めたの  
で、国民健康保険  
に入りたいのです  
が…

# あなたも社会保険の 被扶養者になれるかもしれませんよ！

このような理由から役場で国保へ加入する手続きをさせていただいていますが、ちょっと待って！！  
もしかしたら、社会保険（「協会けんぽ」や職場の「健康保険組合」など）の被扶養者になれる場合がありますので、次のフローチャートで確認してみましょう！！



社会保険の加入は、世帯主であるか否かにかかわらず、主に家族の生計を維持しているという実態があれば、家族を被扶養者とすることができます

「収入」には退職金は含まれません。  
退職の場合は、その後の月額収入で判断されます。



○以上は一般的な事例ですので、家族の収入状況を確認の上、窓口でご相談下さい。  
＜例＞同居していない子(社保加入)より仕送りをもって生計を営んでいる場合も、被扶養者となる場合があります。  
○社会保険への被扶養者としての加入は、事業主（会社）を通じて年金事務所(旧 社会保険事務所)や、健康保険組合などへの届出となります。  
○社会保険の被扶養者として加入することにより、新たな保険料納付の必要はありません。  
**注意** 上記①から③いずれの保険に加入しても、20歳以上60歳未満の方は別に国民年金保険料の納付義務があります。  
※年金保険料の納付が不要になる場合→配偶者の健康保険の被扶養者（第3号被保険者）になったとき。

詳しいお問い合わせ・ご相談は・・・  
**金山町役場健康福祉課 医療介護係**  
☎(0233)52-2111 内線268・269  
**！お気軽にお問い合わせ下さい！**

